

## 船橋市感染症予防計画の策定について（報告）

## 1 策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、令和4年12月に成立した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」により、次の感染症危機に備えるため、都道府県が平時に定める予防計画の記載内容を充実させるとともに、保健所設置市等は都道府県の計画を踏まえ新たに平時に予防計画を策定することとされました。（令和6年4月1日施行）

本市においては、予防計画を策定するとともに、平時より関係機関と連携しながら、**事前対応型行政の構築を推進し**、感染症対策の一層の充実を図るとともに、医療提供体制のひっ迫を防ぎ、市民の生命と健康を守る取り組みを行ってまいります。

## 2 主な記載内容

- ・第1 感染症の予防の推進の基本的な方向
- ・第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
- ・第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
- ・・・・などの15章構成（5 計画の構成参照）

## 3 関連部分（社会福祉施設に関する部分を抜粋）

医療提供体制のひっ迫を防ぎ、市民の生命と健康を守るため、下記のような内容を計画に記載しております。

## 【連携の強化】

- ・県においては、連携協議会等を通じ、平時から、医療関係団体だけではなく、高齢者施設等の関係団体や障害者施設等の関係団体等とも連携し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療提供体制を検討しておく。

## 【予防接種に関する配慮】

- ・予防接種法に基づく定期接種の実施にあたり、市医師会等と十分に連携を図り、対象者が予防接種を安心して受けられるよう、医療機関における個別接種の実施体制を整えるとともに、会場への移動が困難な高齢者施設等の入所者へ配慮する。

## 【平時からの感染対策】

- ・高齢者施設及び障害者施設等は、感染症の対策について、平時から研修や訓練を行う。施設所管部門は施設が行う研修や訓練に対する支援・協力を行うとともに、平時から立ち入り検査等を通じて、施設の感染症の対策について適切な指導や助言が行える体制とする。市保健所は必要に応じてこれに対して支援・協力を行う。

## 【感染症発生時のまん延防止】

- ・市は、高齢者施設等や障害者施設等において、医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延を防止する。

## 4 計画の推進と見直し

船橋市感染症対策連携会議及び県が設置する連携協議会を通じ、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証していきます。

## 5 計画の構成

第1から第15までの15項目、及び数値目標（検査体制、人材の養成・資質の向上、保健所の体制整備）で構成されております。

### 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

- 1 事前対応型行政の構築
- 2 市民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- 3 人権の尊重
- 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 5 市、市民及び医師等の役割

### 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- 1 感染症の発生の予防のための施策に関する考え方
- 2 感染症発生動向調査事業の実施
- 3 予防接種
- 4 結核予防対策

### 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 1 患者等発生後の対応に関する考え方
- 2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院
- 3 感染症の診査に関する協議会
- 4 消毒その他の措置
- 5 積極的疫学調査
- 6 感染症の発生予防及びまん延防止のための関係機関等との連携

### 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項（※任意）

- 1 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する基本的な考え方
- 2 情報の収集、調査及び研究の推進に関する事項

### 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方
- 2 市における病原体等の検査の推進
- 3 市衛生研究所の体制整備
- 4 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築
- 5 関係機関及び関係団体との連携

### 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項（※）

千葉県感染症予防計画に基づき、市は対応することが原則となるが、緊急時においては、本計画第14で定める事項に基づき対応する  
※保健所設置市では記載不要の項目だが、千葉県感染症予防計画に基づき市は対応することが原則となるため、計画に含めている。

### 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- 1 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する考え方
- 2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策
- 3 関係機関及び関係団体との連携

### 第8 宿泊施設等の確保等に関する事項（※任意）

- 1 宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方
- 2 宿泊施設の確保に関する事項の方策
- 3 関係機関及び関係団体との連携

### 第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

- 1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方
- 2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策
- 3 関係機関及び関係団体との連携

### 第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針に関する事項（※）

千葉県感染症予防計画に基づき、市は対応することが原則となる  
※保健所設置市では記載不要の項目だが、千葉県感染症予防計画に基づき市は対応することが原則となるため、計画に含めている。

### 第11 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

- 1 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方
- 2 人材の養成及び資質の向上
- 3 医療機関等における人材の養成及び資質の向上

### 第12 保健所体制の強化に関する事項

- 1 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方
- 2 感染症の予防及びまん延防止に関する保健所の体制の確保
- 3 関係機関及び関係団体との連携

### 第13 感染症に関する啓発、知識の普及と患者等の人権の尊重に関する事項（※任意）

- 1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方
- 2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策
- 3 感染症についての正しい知識の普及
- 4 情報の公開に当たっての人権の尊重
- 5 報道機関への情報提供
- 6 患者情報等の流出防止

### 第14 緊急時における対応

- 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供に関する考え方
- 2 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策
- 3 緊急時における国と地方公共団体等との連絡体制
- 4 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制
- 5 緊急時における医療体制構築に係る県との連携

### 第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 1 施設内感染対策
- 2 災害防疫
- 3 動物由来感染症対策
- 4 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保
- 5 外国人に対する適用
- 6 薬剤耐性対策

※別表で数値目標を明記